

船橋市緑の基本計画改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における緑地保全・緑化推進・公園整備等の指針である「船橋市緑の基本計画」の見直しを行うため、船橋市緑の基本計画改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、「船橋市緑の基本計画」の見直しについて協議を行い、その結果を市長に報告する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、「船橋市緑の基本計画」の見直しについて理解のある市民・学識経験者・有識者等のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める

3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は委員の2/3以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の時は会長の決するところによる。

4 委員会の会議の公開は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第26条の定めるところによる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、都市整備部公園緑地課に置く。

(災害補償)

第7条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(廃止)

第9条 この要綱は、第2条に規定する報告をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年8月19日から施行する。